

第4回 寝屋川市緑の基本計画審議会  
議事録

日時：平成30年8月2日（木）午前10時15分から

場所：市役所議会棟4階 第1委員会室

出席者：別添のとおり

司会

増田会長が到着されていない状況ですが、会長の意向を踏まえ会議を進めさせていただきたいと思っております。ただいまより第4回寝屋川市緑の基本計画審議会を開催させていただきます。本日は、大変お忙しいところ御出席頂き誠にありがとうございます。司会を務めさせていただきますまち建設部の清山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の審議会の出席者につきまして、ただいま委員10名のうち8名の出席でありますので、寝屋川市緑の基本計画審議会規則第6条第2号の規定により、本審議会は成立しておりますのでご報告いたします。

次に資料の確認をさせていただきます。「本日の次第」、「資料1みどりの基本計画改定版（骨子案）《概要版》」、「資料2みどりの基本計画改定版（構成案）」、「資料3改定スケジュール案」、「資料4-1 基本施策の体系案」、「資料4-2 具体施策案」、「資料4-3 施策事例シート」、「資料4-4 既存施策シート」、「資料5-1 重点施策案」、「資料5-2 地域別みどりの現状と課題」、「資料6 緑視率調査」の11種類となっております。お揃いでしょうか。それでは、まち建設部長の大坪より開会の御挨拶を申し上げます。

大坪部長

まち建設部長の大坪でございます。本日はご多忙のなか第4回寝屋川市緑の基本計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本市では、現在、平成31年4月の中核市移行に向けた取り組みを進める中で、市の様々な魅力を効果的に広め、市の認知度やイメージを高めることなどにより、定住人口を維持することを目的としたシティプロモーションを推進しているところでございます。みどりに関する取り組みにおきましても、桜の植樹やイベントなどの「サクラ☆プロジェクト」を展開しており、都市プロモーションの効果的な推進において、みどりが担う役割は大変重要であると考えております。本審議会では、本市の新たなみどりづくりの方針となる「みどりの基本計画」の改定に係るご審議を賜りながら、昨年度末に計画骨子案を取りまとめたところであり、今後におきましては、実効性や実現性のある計画として、今年度末の改定に向けて引き続き検討を進めてまいりたいと考えています。本日の審議会におきましては、昨年度の取り組みをふりかえらせていただいた上で、具体施策や重点施策案をお示しする予定でござ

います。内容については、後ほど事務局より説明させますので、何卒慎重ご審議を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

司 会            ありがとうございます。それでは、本日の案件に移らせていただきますので、山野副会長議事進行をよろしく申し上げます。

山野副会長        おはようございます。増田会長が到着されるまで、代理で務めさせていただきます。本日の資料は事前にご確認のことと思いますが、かなりボリュームがありますので、本日ですべて方が付くというわけではございませんが、しっかりとご議論いただければと思います。それでは早速説明をお願いします。

事 務 局            案件(1)前年度のふりかえりについて説明いたします。前方のスクリーン、または、お手元の「資料1 寝屋川市みどりの基本計画（改定版）骨子（案）概要版」をあわせてご覧ください。昨年度は、社会情勢の変化や、関係法令、上位計画の動向、本市のみどりに関する動向、みどりの取り組みの実績を背景に基本計画骨子案を作成いたしました。改定にあたり、現計画の評価、アンケート調査を実施し、各主体の役割を明確にしたうえで課題の整理を行い、改正の視点として、「1 骨格的なみどりを引き続き保全・活用」、「2 施設緑地に加え地域制緑地などの身近なみどりの拠点を充実」、「3 土地利用状況などに応じた緑の充実」、「4 桜街道や水辺、歴史文化資源など特徴的なみどりを活用したネットワークの形成」、「5 協働によるみどりのまちづくりの取り組みを広げるしくみづくり」の5つの視点より、協働・共助により発展する水とみどりの中核市寝屋川を基本理念とし、「基本方針1 骨格となるみどり」、「基本方針2 拠点となるみどり」、「基本方針3 土地利用に応じたみどり」、「基本方針4 ネットワークを形成するみどり」、「基本方針5 みどりの管理運営」「基本方針6 計画を推進、管理する」の6つの方針を設定し、寝屋川市みどりの基本計画改定版骨子（案）を作成いたしました。今回基本施策及び具体施策案の検討に伴い、基本方針の内容を一部変更いたしましたのでその概要をご説明いたします。

「基本方針2 拠点となるみどり」では、都市公園を創出、充実するためには、都市公園の多様な機能の充実や機能分担等による適正配置を検討する必要があるため、「(1)都市公園のあり方の検討」を追加し、「(3)都市公園を充実する」については、量的向上よりも質的充実の視点から記載順序の変更と合わせ、「(4)都市公園の質を高める」に名称を変更いたしました。

また、「(4)農空間を保全する」については、市街化調整区域内農地に関する施策と市街化区域内農地の施策内容が大きく変わらないため、農空間を一体

的に評価することとし、「基本方針3 土地利用に応じたみどり」の「(2)地域性に応じたきめ細かなみどりを保全・充実する」に統一するものです。

更に、「基本方針4 ネットワークを形成するみどり」については、生き物の移動経路や生息・生育環境に係る項目として「エコロジカルネットワークの形成」を追加しました。以上が骨子案の変更内容でございます。

続きまして、みどりの基本計画（改定版）の構成案についてご説明いたします。前方のスクリーン、または、お手元の「資料2 寝屋川市みどりの基本計画（改定版）構成（案）」をあわせてご覧ください。昨年度の取り組みとして、基本方針まで作成いたしました。今年度は、「7の基本施策の体系」、「8の重点施策」として、「緑化重点地区」、「保全配慮地区」、そして、みどりへの関心を高め、協働に取り組みを促進し、各協働組織の共助によるみどりのまちづくりへ発展する内容といたしまして、「協働・共助によるみどりのまちづくりを推進する体制・制度などを構築」するものです。また、別途作成するアクションプランによる進捗管理とともに、参考資料として「1. みどりの現況 基礎資料編」、「2. みどりに関するアンケート結果」、「3. 用語集」、「4. 本計画の策定経緯」といたします。以上が構成案でございます。

続きまして、改定スケジュールについてご説明いたします。

前方のスクリーン、または、お手元の「資料3 改定スケジュール」をあわせてご覧ください。今年度については、具体施策・重点項目についてご議論いただき、8月開催の第4回審議会、10月に予定の第3回庁内検討委員会・同第6回幹事会、11月に予定の第5回審議会において基本計画素案のご審議を賜り、12月にパブリックコメント手続きを経て、平成31年2月頃予定の第6回審議会において、パブリックコメント手続きの結果をご報告した上で、3月の改定を予定しています。以上で、案件(1)前年度のふりかえりについての説明を終わります。

山野副会長

ありがとうございます。ふりかえりという案件ですが、本年度のスケジュールも含めてご説明いただきました。何かご質問はありますか。特に、昨年度に議論した内容についてはよくまとめていただいておりますが、基本方針が追加されているという変更もありますので、そのあたりについてもご質問いただければと思います。

工藤委員

「エコロジカルネットワーク」という新しいキーワードが出てきているが、あまり聞きなれないキーワードである。生物多様性と関連して出てきているのだと思うが、後ほど詳しくご説明いただけるということでよいか。

事務局

案件(2)において詳しくご説明いたします。

山野副会長

それでは、案件(2)基本施策および具体施策のご説明をお願いします。

事務局

案件(2)基本施策および具体施策についてご説明申し上げます。説明は主に前方スクリーンと「資料 4-1 基本施策の体系案」に基づき行いますが、説明に先立ち、その他関係資料の概要をご説明いたします。

資料 4-2 の P1 をご覧ください。具体施策の詳細内容を示しており、上から具体施策名と概要、取り組み例と主体、関係法令などを記載しています。なお、「実施時期と目標指標」は本計画には掲載せず、別途作成するアクションプランで掲げてまいります。つぎに資料 4-3 は、具体施策案に関連する施策事例集です。最後に、資料 4-4 は既存施策の概要でございますので、本日の案件説明とあわせてご確認頂けますと幸いです。なお、本日提示する具体施策案は、あくまで事務局案としてお示しするものであり、本日のご意見などを踏まえ、今後、改めて庁内関係各課と協議し、内容を精査してまいります。それでは、資料 4-1 の P1 をご覧ください。まず、資料の枠組みでございますが、左端から「基本方針」と「基本施策」をお示しており、これらを実現するための「具体施策」と「取り組み例」について、資料 4-2 の概要版としてお示ししています。「取り組み例」は本計画改定時となる平成 31 年 3 月時点で既に取り組んでいる内容を「既存施策」、今後取り組むべき内容を「新規施策案」として記載しており、それぞれの施策の末尾に記載の番号は、資料 4-3 の新規施策と資料 4-4 の既存施策シートとリンクしています。また、資料の中央にお示しする「目標指標案」は、アクションプランにおいて管理することを考えておりますが、中には施策の性質上目標指標の設定が馴染まない項目がありますので、当該部分を「横棒」で表示しています。以上が資料 4-1 の枠組みとなります。

それでは、基本方針 1-(1)「自然と歴史文化溢れるみどりを保全・再生する」から、順次内容をご説明いたします。基本方針 1-(1)では、基本施策①「淀川河川公園の保全・再生」と基本施策②「広大な自然の眺望を備えた景観の形成」を掲げています。基本施策①では、「ワンドを中心とした淀川の自然環境の保全・再生」として、淀川河川事務所が運営する「中流左岸地域協議会」や「点野水辺づくりワークショップ」を踏まえて実施する「水辺プロジェクトや管理運営プログラム」などの既存施策を掲げています。また、「新たなニーズに対応できる管理運営」では、環境学習などによる自然とのふれあい促進に加えて、新規施策として市民等による管理運営を掲げています。基本施策②では、「自然・歴史・文化資源と一体となった景観形成」として、景観重点地区に基づく景観形成を掲げています。

つぎに、基本方針 1-(2)「多様な機能を有する大規模公園等を充実する」では、「基本施策③パークマネジメントの推進」と「基本施策④都市計画公園緑

地（府営公園）の見直し検討」を掲げています。基本施策③では、府営公園や打上川治水緑地、南寝屋川公園などをターゲットとして、「大規模公園の戦略的なマネジメント」では、府営公園のマネジメントに関する協議などの既存施策に加えて、新規施策として新たな協議会組織の設置とともに、施設のリニューアルやイベントによる利活用を含めた運営管理など、周辺住民、関係団体などの共通ルールであるパークマネジメントプランの策定などを掲げています。「公園協議会などによる管理運営」では、指定管理者による管理運営などの既存施策や、新規施策として民間活力を活かした整備や管理運営を掲げています。「大規模公園のリニューアル」では、新規施策として、施設の老朽化などに対応する安全安心を確保する再整備や、民間活力を活かした公園施設の整備などを掲げています。基本施策④では、見直し基本方針に基づく評価に係る大阪府との協議を掲げています。

つぎに、資料のP2をご覧ください。基本方針2-(1)「都市公園のあり方を示す」では、「基本施策⑤住区基幹公園等の都市公園のあり方の検討」を掲げています。基本施策⑤では、新規施策として都市公園のあり方を検討するため、利用状況や地域ニーズなどの調査や都市公園の適正配置の検討を掲げています。

つぎに、基本方針2-(2)「都市公園を創出する」では、「基本施策⑥都市公園の整備」を掲げています。基本施策⑥では、「協働による都市公園の計画づくり」として、ワークショップによる取り組みを掲げています。「計画的かつ効果的な都市公園の整備」では、優先順位を踏まえた都市計画公園の整備、またはまちづくり計画や公共施設再編などとあわせた整備を掲げています。

つぎに、基本方針2-(3)「都市計画公園を見直す」では、「基本施策⑦ 都市計画公園・緑地の見直し」を掲げています。基本施策⑦では、新規施策として、見直しの基本的な考え方に基づく評価とともに、定期的な見直しを掲げています。

つぎに、基本方針2-(4)「都市公園の質を高める」では、「基本施策⑧ 市民が満足できる公園づくり」と「基本施策⑨安全安心を確保する効率的な公園の維持管理」を掲げています。基本施策⑧では、「協働による都市公園の計画づくり」として、「基本施策⑥」と同様に協働による計画づくりを掲げています。また「都市公園の再整備」についても同様でございます。「地域ニーズに応じた都市公園の管理運営」では、清掃・植栽活動などの促進、地元組織や指定管理者による管理運営を掲げています。基本施策⑨では、「公園施設インフラ保全計画」に基づく維持管理の中で、定期的な点検やバリアフリー化などの既存施策とともに、長寿命化を前提とした対応や、点検マニュアルなどの新規施策を掲げています。

つぎに、資料のP3をご覧ください。基本方針3-(1)「シンボルとなるみど

りを充実する」では、「基本施策⑩鉄道駅周辺における緑化」と「基本施策⑪公共公益施設等における緑化」を掲げています。基本施策⑩では、「市内外から訪れる人々が実感できるみどりの充実」として、駅前広場などの緑化やサクラ☆プロジェクトによる桜街道の既存施策とともに、新規施策として緑視率調査を掲げています。また、つぎの具体施策では、「寝屋川市駅東再開発地区周辺景観重点地区などの景観形成」を掲げています。基本施策⑪では、「地域のモデルとなる先導的な緑化」として、公共施設植栽事業の推進などの既存施策とともに、新規施策としてガイドラインの作成を掲げています。

また、「地域活動拠点としての学校敷地等の活用」では、市街地内の貴重なオープンスペースとしての活用を促進するため、敷地の開放や、地域協働協議会などによるイベント開催などを掲げています。

つぎに、基本方針3-(2)「地域性に応じたきめ細やかなみどりを保全・充実する」では、6つの基本施策として「⑫歴史・文化資源等におけるみどりの保全」、「⑬生駒山麓における景観の保全」、「⑭農地の保全・活用」、「⑮大規模敷地における緑化」、「⑯建築敷地等における緑化」、「⑰小規模公園等の創出」を掲げています。基本施策⑫では、社寺仏閣や史跡などに存在する樹林・樹木をターゲットとして、保存樹としての保全や、景観重要樹木としての指定、または新規施策として、これらの紹介パネルの設置検討を掲げています。基本施策⑬では、「生駒やまなみ緑地軸景観重点地区における景観形成」を掲げています。また、「緑地協定制度等を活用した樹林地の保全」では、地域森林計画対象民有林の指定継続や、新規施策として市民緑地制度の活用などを掲げています。

つぎに、資料のP4をご覧ください。基本施策⑭では、「市街化調整区域内農地の保全」として、農空間保全地域制度の活用などを掲げています。また、市街化区域内農地を対象として、「生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地の指定」を掲げています。そして、「農地の多機能性を踏まえた活用」では、貸農園やふれあい農園に加えて、新規施策として地元組織による運営管理を掲げています。基本施策⑮では、「公開性の高い地域のみどりのシンボルを創出」するとして、公開空地の創出や壁面・屋上などの立体的な緑化とともに、新規施策として地域地区制度による緑化促進の検討を掲げています。基本施策⑯では、「新たなまちづくりと併せた計画的な緑化」として、市街地開発事業に伴う景観重点地区の指定検討や、基本施策⑮と同様に地域地区制度の活用検討を掲げています。また、「まちなかに広げる民有地のみどり」では、生垣などの設置助成や、地域地区制度の活用検討を掲げています。基本施策⑰では、「身近なみどりとのふれあいの場の創出」として、民間開発や街路事業に伴う小規模公園の創出に加えて、新規施策として市民緑地の創出、公園設置基準の検討を掲げています。また、「小規模公園等の利用形態の転換や統廃合」

では、新規施策として、利活用の促進を前提とした取り組みを掲げています。

つぎに、資料のP5をご覧ください。基本方針4-(1)「みどりの骨格や拠点をつなげる」では、4つの基本施策として「⑱セミパブリック空間おけるみどりの創出」、「⑲ 親しめる街路樹などの保全・創出」、「⑳歴史・文化とみどりの調和とつながりの保全」、「㉑水辺環境の保全・活用」を掲げています。基本施策⑱では、第二京阪道路と主要地方道京都守口線を対象に「みどりの風促進区域における緑化」の促進を掲げています。また、「主要な幹線道路沿道における景観形成」では、大阪外環状線沿道や第二京阪道路沿道などの景観重点地区における景観形成や、新たな道路整備に伴う景観重点地区の指定検討を掲げています。基本施策⑲では、「新たな道路整備に併せた街路樹などの整備」として、道路機能やつながりに配慮した取り組みを掲げています。また、「街路樹などの適切な維持管理」では、マニュアルに基づく維持管理やアドプト制度の活用とともに、新規施策として、街路樹診断士など専門家による定期的な健全度調査の実施を掲げています。基本施策⑳では、「歴史街道に漂う文化とみどり溢れる空間形成」として、保存樹や景観重要樹木の指定とともに、新規施策として、景観計画区域の制限強化の検討を掲げています。基本施策㉑では、「親水空間の整備」として、寝屋川再生ワークショップの取り組みや、水辺整備基本構想に基づく施策の推進を掲げています。また、「親水空間の活用」では、クリーンリバーや社会貢献活動などによる水辺の保全・再生活動、イベントなどの実施を掲げています。また、「主要な河川等におけるみどりの保全・創出」では、新規施策としてサクラプロジェクトの推進とあわせた緑化の検討を掲げています。また、「水環境の保全に向けた調査・研究」では、寝屋川流域水環境改善計画に基づく取り組みとともに、新規施策として、生物多様性センターや専門家などと連携した調査研究の検討を掲げています。

つぎに、基本方針4-(2)「きめ細やかなみどりをつなげる」では、基本施策として「㉒市内水路網の保全」と「㉓身近な道路におけるみどりの充実」を掲げています。基本施策㉒では、「河川施設等インフラ保全計画に基づく水路の維持管理」として河川施設等の点検・修繕や、新規施策として長寿命化を前提とした維持管理を掲げています。また、「水路改修等に伴う多自然型護岸の整備」では、水辺整備基本構想に基づく施策の推進を掲げています。なお、本施策名称については、経年変化に伴う自然的成り行きとしての取り組みを進める意義を再認識した上で「多自然型護岸の整備」を「多自然川づくり」に改めます。基本施策㉓では、生活道路などをターゲットとしており、「身近な道路沿道」での公園緑地等植栽サポーター制度などの活用を掲げています。

つぎに、基本方針4-(3)「エコロジカルネットワークの形成」です。基本施策㉔では、生物多様性の観点から取り組む「生態的回廊空間の保全」として、

在来動植物の生息・生育環境に配慮した公園や法面などの整備、地下水の涵養などの既存施策や、新規施策として動植物の調査、魚道の設置を掲げています。

つぎに、資料のP6をご覧ください。基本方針5-(1)「行動に関わるしくみをつくる」では、基本施策として「㉕協働・共助・連携にかかるしくみの構築」と「㉖みどりの関連制度の充実」を掲げています。基本施策㉕では、「庁内連携および国・府などの関連機関との連携強化」として、庁内検討委員会の再編や継続的な運営などを掲げています。また、「協働・共助によるみどりのまちづくりの推進体制の構築」では、協働組織への支援や、新規施策として「プラットフォーム」の設置を掲げています。また、「みどりの相談窓口の設置」では、専門家による植物育成の相談や、様々な情報を提供する窓口設置を掲げています。基本施策㉖では、「財源の確保」として、緑化基金の運用方法の検討や、都市公園でのネーミングライツの販売など掲げています。また、「助成制度の充実」では、市民緑地制度の弾力的運用や、民有地緑化への助成制度の検討、さらには、都市開発諸制度や税制にかかるインセンティブの検討を掲げています。また、「みどり資源のリサイクル」では、落ち葉などの再資源化による廃棄処理費用の削減や、環境配慮型の維持管理を掲げています。

つぎに、基本方針5-(2)「協働の取り組みを進める」では、基本施策として「㉗みどりの担い手の育成」と「㉘みどりの取り組みへの支援」を掲げています。基本施策㉗では、「取り組みへのきっかけづくり」として、市民緑化教室や環境学習、生涯学習の機会創出を掲げています。また、「専門家の育成」では、取り組みを支援するコーディネーターの育成・登録制度の創設を掲げています。基本施策㉘では、「取り組み場所の確保」として、市民などによる空き地の提供や、事業所敷地などの開放とあわせて、候補地リストの作成などの新規施策を掲げています。また、「資機材等の提供」では、企業による樹木等の提供とともに、各種助成制度による提供を掲げています。また、「技術的な支援」では、新規施策として、活動団体や大学などによる支援を掲げています。

最後に、資料のP7をご覧ください。基本方針5-(3)「みどりを普及・啓発する」では、基本施策として「㉙みどりに関する情報の発信・共有」と「㉚みどりを活かしたシティプロモーションの推進」を掲げています。基本施策㉙では、「啓発イベント等の実施」として、環境フェアなどの開催や、新規施策としてシンポジウムの開催を掲げています。また、「情報の発信・共有」では、市の広報やホームページなどを活用した情報発信とともに、新規施策として緑化顕彰制度の創設を掲げています。基本施策㉚では、サクラプロジェクトの継続とともに、新規施策として市の花であるバラを活かし新たなプロ



ジェクトの企画、実施を掲げています。以上で案件(2)基本施策および具体施策案についてのご説明を終わらせていただきます。

山野副会長 かなり盛り沢山な内容で、説明いただいた資料以外にも関連資料として資料 4-2、資料 4-3、資料 4-4 がありますので、これらに関して皆様より質問等頂きたいと思う。

それでは、まずは私から、資料 4-1 はこの審議会以外で公表される機会はあるのか。

事務局 審議会資料については、開催後に議事録とともに公開させていただきます。

山野副会長 それを踏まえて、目標指標案（別途作成のアクションプランで検討）の項目について、説明があったように定量的な目標指標を掲げる趣旨にそぐわない施策があるということだが、基本施策、具体施策があるのに具体的な目標は無いのかという疑問もある。本当に目標指標を掲げることが難しいものもあると思うが、できるだけ横線を減らせるように工夫してはどうか。例えば P1 の 7 番目「都市計画公園・緑地（府営公園）の見直し検討」では、大阪府との協議を何回設けるといった定量目標を掲げるなど、なるべく項目の無いものを減らすようにしていただきたい。

事務局 本日の案件にはごさいませんが、次回はアクションプランについてご覧頂き、進捗管理の方法などについて検討したいと考えています。例えば、原案で掲げる 56 の具体施策案ごとに参考として目標指標を掲げているわけですが、中には早期に効果を発揮する施策、もしくは中長期的に取り組む中で目標が達成できる施策というものもあります。アクションプランは概ね 5 年ごとに更新していきたいと考えており、その中で今回の基本計画の改定とあわせて掲げるアクションプランを第 1 次計画として、平成 31 年から 5 ヵ年計画としてはどうかと考えております。また、各施策の目標をどのように達成していくかを考えたときに、すべての具体施策に対して目標を掲げて確認していくということが理想ではありますが、すべて一律に施策を推進していくことは難しい部分もあるため、例えばその中でも重点的に取り組んでいく施策についてパッケージングした上で、重点項目ごとにいくつかの目標を掲げることも考えられるのではないかと考えています。このあたりについては、今後ともご相談をさせていただきながら、改めてアクションプランの目標指標案としてお示しいたしますので、ご教授いただきたいと思いますと考えております。

工藤委員	<p>大変充実した基本施策の資料を作成いただいている。直近の出来事で気がついたことだが、台風で川勝町のサイクルロードのサクラが倒れてしまったが、すぐに市で対応していただいた。昨年の倒木では枚方土木事務所（大阪府）で対応いただいた。両方とも交通や人身への被害は無かったが、みどりの保全が非常に重要だということを肌で感じている。その点で、街路樹診断などが記載されていることは心強いのだが、樹木の寿命や弱って倒れるかもしれない樹木などへの対応として、事前にできるだけ樹木管理をすることで人的・物的被害が出ないような取り組みなど、安全・安心の切り口をもっと表に出してはどうか。</p>
事務局	<p>公園施設をはじめ樹木等を管理する部局としては、今後とも市民の皆様の安全を十分に確保するべきと考えております。特に街路樹につきましては、街路樹診断士による定期的な調査を行い、安全性を確認するとともに、道路機能を十分に確保できているかを確認するための取り組みを行っていく予定です。また、既存施策に記載のとおり、本市では街路樹を含む植栽について、管理マニュアルに基づく管理を実施していますが、その内容は100%充実しているものとは認識しておらず、近年の災害発生状況等を踏まえて、不十分な部分についてはマニュアルの充実を図るなどして対応していきたいと考えております。また、公園施設、特に遊具につきましては、資料4-1のP2、基本方針2-(4)都市公園の質を高める「⑨安全安心を確保する効率的な公園の維持管理」において、今年度末にインフラ保全計画を策定する予定です。具体的には、定期的に点検を行い、劣化が進んでいるものや安全領域が侵されているものについては順次健全化を図るための計画でございます。これを今年度に作成し、計画的な安全確保を更に推進していく予定でございます。</p>
工藤委員	<p>基本計画の目標を20年後ということにしており、施策の中でも長寿命化という切り口が示されていて、とても良いことだと思っている。それを支えるための施策について、桜も非常に寿命の短い樹木であるし、どのような施策をしっかりとやっていくかということも、今回の具体施策の大きな柱のひとつになるのではないかと感じた。目玉施策の一つになるくらい、キーワードとして目立たせてもらえたら良いと思う。</p>
山野副会長	<p>府大高専でも桜などの樹木がかなり傷んでいるが、すぐに安全確保のために伐採してしまう方向に話が向いてしまうため、学内でもどうすべきかを検討しているところである。長寿命化の取り組みや事前診断の実施などの取り組みについては、基本計画の中でしっかりと取り組んでいただきたい。</p>

中村委員

公園の位置付けも、防災という点では抜けてはいけない。地震などの災害が発生した際にはどこに逃げるのか、いつも地域で話をしている。避難所は池田小学校が指定されているが、距離があるので危険な状況下では一人で勝手に移動するのは危ない場合があるので、公民館や公園に一時的に集まり、複数人で避難所に向かうように言っている。公園の位置付けについては、ほかの地域でも同じであり、最終的な避難所へたどり着くまでの対応が非常に大事である。みどりの基本計画でどこまで扱うべきかわからないが、どこかでしっかり触れておく必要があると思う。

もう一点、壁面緑化は大変である。我々の地域で効果があったのは、壁面緑化ではなく壁画である。中学生に原案から作画まで考えてもらい、まち建設部の協力のもとで寝屋川の四季をテーマに描いてもらった。中学生が描くと地域の方々も大事にしてくれるし、不安な場所が明るくなり、安全になったと喜んでいただいている。美化という切り口ではそのようなことも可能性としてあると思うのでご提案させていただきたい。

増田会長

地域防災計画で一時避難地、一次・二次避難地、最終避難地という位置づけがされているのかどうか。公園では一時避難、一次・二次避難の機能を持ち、最終的には最終避難地というような体系で通常は地域防災計画を作成されるので、そのような位置付けがされているのかどうかをご確認願う。

もう一点、壁画については、私は専門家がやるべきであり、子どもの絵や素人の絵はやめたほうがよいと考える。一時は評価されるが、その多くが陳腐化してしまう。土木構造物へ壁画を描くということはよく実施されるが、景観上は失敗だと考えている。グレードの高いものにしないと、実施した者だけが満足して、知らない者からすると陳腐化して見えてしまう。土木構造物は、いろいろな飾りをすればするほど醜悪さが目立ってしまうため、いかにシンプルにするかが大事である。道路の歩道も同じである。土木構造物については、「地」のデザインをしなければならないのに、「図」のデザインをするとまちの景観が混乱してしまう。「図」として成立するのは建物や看板・サインであり、それらを支えるための「地」のデザインが重要である。これまでに路面や壁面の擬装化をやりすぎた結果、まちの景観が混乱しているということはよくあることであるので、そのあたりのバランスを考えることが大事である。極端に言えば、景観審議会でも看板の色合いを落としてトーンを揃えることなど、見識のある形態を形成していくということは、まちの品格を上げていくことにつながる。

事務局

防災の件については、地域防災計画での位置づけを再度確認いたします。

中山委員	<p>小さな公園が昔から多く整備されているが今後も続けていくのか。すべり台ひとつあるだけで草も茂っている。子どもも使わないし日陰になるので、木は地域で切らせてもらった。今後 20 年の計画の中で改良していただきたいと思う。利用価値があまりないところに公園を作ると、自治会で維持管理していくことも大変である。地域の方々に公園をきれいにさせていただくようにしているが、高齢化も進んでいる中でこれもいつまで続くのかわからない。若い人々に移していくことも大変。もっと利用価値のあるような公園が増えれば良い。私の自治会は 400 世帯程度の小さな自治会なので、大きな公園というのは望まないが、このようなことも考えていただきたい。</p>
山野副会長	<p>資料 4-1、P2 の該当する箇所について、安全安心という観点からの維持管理ということは書かれているが、高齢化や利用者の視点のことがあまり入っていないように見られるが事務局としてはどうか。</p>
事務局	<p>ご指摘とおり、安全安心については行政の視点として「インフラ保全計画に基づく長寿命化等に関する事項」がございます。一方で、市民目線での公園づくりや管理運営としては「⑧市民が満足できる公園づくり」で、公園の再整備を含めて、協働による計画づくりやそれを踏まえた再整備を掲げています。これらの公園づくりの中で、地域ニーズを伺いながら再整備をしていくわけですが、その再整備された公園をどのように使っていくべきかなど、その管理運営については市民の皆さんのご意見を取り入れながら、市民が主体となった管理運営を進めていくということを掲げているところです。</p> <p>小規模公園については、資料 4-1、P4 の「⑰小規模公園の創出」において、まず「具体施策案 28 身近なみどりとのふれあいの場の創出」において、既存施策の二つ目に「開発許可などに伴う帰属公園の創出」というものがありますが、宅地造成などの市街地開発を行う場合には、都市計画法により一定規模以上（3,000 ㎡以上）の開発に対して最低 100 ㎡以上の公園を設置しなければならないという規定があるため、開発行為が行われる限りは市民の皆さんにとって本当に利用しやすいのか、維持管理しやすいのかといったことを十分に勘案されずに次々と公園ができてしまう制度になっています。ただし、このように本当に使ってもらえるかどうかかわからない、維持管理も大変な小規模公園を今後もつくり続けることは行政としても課題であると考えているため、新規施策として掲げる「開発許可制度における公園等の設置基準などの検討」において、新たな公園の設置方法などを今後検討していきたいと考えています。</p> <p>また、既存の公園については、「具体施策案 29 小規模公園等の利用形態の転換や統廃合」において、帰属公園の目的外利用の制約はありますが、法的</p>

にどのような対応ができるのかということも十分に検討しながら、利用を前提として、利用しやすい公園とはどのようなものを整理した上で、統廃合の実施なども検討していきたいと考えております。

増田会長

基本的には開発公園はかなり小規模であり、利用されないという批判がかなりある。一方で、藪を越える大きな樹木を独立住宅の庭で育てることは難しく、公園でなければ大径木は育たない。その面では、小規模公園に一本でも美しい樹形の樹木があればまちにとっては非常に大きな意味がある。プランコー台とかすべり台一基が本当に必要かどうかは考えるべきことである。小規模公園は、大径木が育つ用地としては重要な候補地である。独立住宅では、60坪以下では相隣関係上から藪を超える大きな木は育たない。このことは、地元の方々が管理するという、どのような使い方をするのかということ、どのような公園にするのかということと一体的な話である。再整備も同じことで、再整備後の維持管理を住民の方々に頼むのではなく、再整備計画を住民の方々と一緒に発案し、後の管理につなげていく方法確立する必要があり、「行政が整備しました、後は地元で管理してください」ということでは成立しない。一体的に考えていただければよいと思う。

石田委員

今の話に関連して、寝屋川再生ワークショップでも、せっかくワークショップメンバーや行政が一生懸命考えて整備したのに利用されていない、特に川勝水辺広場の問題があり何とかしたいという思いがある。やはり、計画段階から地元住民の方に参加していただき、どのようなものが望まれているのかを考える必要があると思う。また、市民の方々に維持管理をお願いするということが出てくるが、少子高齢化や人口減少が進む時代の中で、市民の皆さんだけでは限界があり、そのときに、これからの核となるのは事業者や学校であると考えている。特に、寝屋川市内には摂南大学を含めて府大高専や電気通信大学といった3校が立地しており、学生達が各地域であらゆるボランティアに関わっている。水辺の整備もそうであるし、それ以外にも福祉系のボランティアでもかなりの数の学生が活躍している。しかし、学生は就職すると違う地域へ旅立っていくので、私はやはり小学校や中学校、地元で生まれ育った子ども達をこれらの活動や寝屋川市の地域づくりに関わっていくような人材へと育てることが必要と感じている。

長寿命化の話にも通じることとして、水辺空間とサクラの一体的な緑化という話もあったが、特にソメイヨシノは寿命が短く、幹線水路のサクラは見ごたえはあって名所化しているけれども高齢化が進んでいることから更新も必要かと思う。友呂岐緑地の友呂岐水路とサクラを一体化した整備についても寝屋川再生ワークショップの中でやっていきたいという意見も出ている。

公園部局だけでなく、治水計画室などとの横のつながりを活かした取り組みを進めていただきたい。

事務局 親水空間などを所管する治水計画室をはじめとする関係部局との調整を今後も行っていくべきと考えております。また、各審議会の開催前には、常に庁内の関係各課が集まり、意見を交えたうえで審議会を開催していますが、計画改定以上にその後の具体的な取り組みの推進が重要であると認識していますので、来年度以降、関係部局との更なる連携を図っていきたいと考えております。

山野副会長 骨子案では、協働の取り組みの継続・発展が課題と書かれているので、改めて大事にしていきたい。

北川委員 これから取り組みを進めていく中で、やはり行政が主体となって事業を進めていただくことになると思うが、行政の中での幅広い連携が必要である。例えば防災のことは公園のことは関連しているし、農地のことについては産業振興室、学校は教育委員会といったように、行政の中の横のつながりを大事にして、公園みどり課だけが一生懸命進めても、他部局が関心のない状態だと困る。行政が一体となって進めていく必要があるので、他部局をみどりの取り組みに引っ張り出して、協力を得られるような進め方でしっかり進めていただきたい。

事務局 本市では、緑の基本計画庁内検討委員会という組織を設け、本審議会の開催に先立って様々な議論を実施しております。また、庁内検討委員会は計画策定に向けた必要最小限の部局で構成されていますが、具体施策の検討にあたっては、委員会に不参画の部局に対しても事前にヒアリング等を行っております。今後におきましては、これらの部局についても庁内委員会に招集し、皆で一致団結しながら取り組みを進めて参りたいと考えています。

山野副会長 まだご質問等あるかもしれませんが、本日はもうひとつ、重点施策に関する案件がありますので、こちらを先に進めさせていただき、最後に時間があれば改めてご意見をいただきたいと思います。それでは、増田会長へ進行役をお渡ししたいと思う。

増田会長 本日は到着が遅れ申し訳ありません。それではもう一件の案件、具体施策についてご説明いただき、意見交換をした上で前半部分についてもご意見あればよろしく願います。

案件(3)重点施策案についてご説明申し上げます。説明は主に前方スクリーンと「資料 5-1 重点施策」に基づき行います。

資料 5-1 の P1 をご覧ください。今後の施策推進については、選択と集中により効率的・効果的に取り組むため、地域の現況や、まちづくりの動向などを踏まえ、重点的に施策展開を図る「緑化重点地区」と「保全配慮地区」を設定します。また、緑化重点地区における「実感できるみどりの創出」に関連した緑視率調査の実施と、各主体が担う役割を踏まえた取り組みを着実に進めるための施策をパッケージングする「協働・共助によるみどりのまちづくり」を加えた 4 本柱を重点施策として取り組みます。なお、本日の説明は割愛いたしますが、「緑化重点地区」と「保全配慮地区」の選定にあたっては、資料 5-2 において、都市計画マスタープランに基づく 6 地域の現状と課題を整理した上で、地区指定の視点を踏まえた検討を行っていますので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、緑化重点地区についてご説明いたします。資料 5-1 の P2 をご覧ください。「緑化重点地区」とは、みどりの状況や地域特性を考慮し、緑地の確保や緑化推進の必要性が高い地区として指定するものです。地区設定の視点として、1 点目は、「まちづくり事業等に伴う新たなみどりの確保が求められる地区」であり、都市機能誘導区域や景観重点地区、またはまちづくり事業等の計画・実施地区が対象です。2 点目は、「都市核としてのにぎわいの創出・市の顔づくりが求められる地区」であり、鉄道 4 駅周辺などが対象です。3 点目は、「みどりが不足するなど、充実が求められる地区」であり、密集住宅地区や旧集落地などが対象です。これらの視点を踏まえ、緑化重点地区として「寝屋川市駅周辺地区」と「東寝屋川駅・寝屋川公園周辺地区」を選定しました。また、「香里園駅周辺地区」と「萱島駅周辺地区」は、将来的な候補地として位置づけるものです。

資料の P3 をご覧ください。はじめに「寝屋川市駅周辺地区」に関する緑化推進の方針として、「上位計画を踏まえた多様な都市機能の誘導・集約」

「都市計画道路対馬江大利線の整備」「密集住宅地区の改善」「寝屋川せせらぎ公園や友呂岐緑地などのみどり資源の存在」「景観重点地区における景観形成」などを踏まえて、「新たなみどりの創出やみどり資源を活用し、本市の中心核として、水とみどりに包まれた文化性の高い、魅力と活力にあふれた拠点づくり」を進めます。

重点的に取り組む具体施策としては、案件(2)でお示した具体施策について、地区設定の視点ごと関連項目をまとめていますが、会議時間の都合上割愛させていただきます。

つぎに、資料の P5 をご覧ください。「東寝屋川駅・寝屋川公園周辺地区」の緑化推進の方針として、「上位計画を踏まえた多様な都市機能の誘導・集約」

「打上高塚町土地区画整理事業の実施」「都市計画道路東寝屋川駅前線の整備」「第四中学校区の施設一体型小中一貫教育の推進」「府営寝屋川公園などのみどり資源の存在」「景観重点地区における都市景観の形成」などを踏まえて、「東寝屋川駅周辺の計画的なまちづくりを推進する中で、東部地域のシンボルである府営寝屋川公園の更なる利活用の促進をはじめ、地区全体におけるみどりの取り組み」を進めます。当該地区において重点的に取り組む具体施策とその実施箇所につきましては、説明を割愛いたします。

つぎに、保全配慮地区についてご説明いたします。資料のP7をご覧ください。「保全配慮地区」は、特有の生態系を保全する必要のある地区や、自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要のある地区として指定するものです。地区設定の視点1点目は、「協働による保全活動等の展開が求められる地区」であり、市民等による保全活動実施モデル地区が対象です。2点目は、「貴重種などの生息・生育環境としての保全が求められる地区」であり、大阪府レッドリストの「生物多様性ホットスポット」などが対象です。3点目は、「水辺や歴史文化などの特徴的な景観を形成するみどりの保全が求められる地区」であり、淀川や寝屋川などの水辺環境や、歴史文化の漂うまちなみなどが対象です。4点目は、「みどりの減少が懸念され、保全が求められる地区」であり、市街化調整区域内農地や樹林地などが対象です。これらの視点を踏まえ、保全配慮地区として「淀川河川公園周辺地区」を選定しました。

資料のP8をご覧ください。「淀川河川公園周辺地区」の緑地保全の方針として、「動植物の生息・生育環境として市域最大の面積」「大阪府レッドリストの生物多様性ホットスポット」「点野水辺づくりワークショップの保全・再生活動」「淀川河川公園整備・管理運営プログラムを推進」「幹線水路の桜は、多くの市民に親しまれている」「景観重点地区における景観形成」などを踏まえて、「新寝屋川八景にも指定される淀川河川公園を中心とした広大な自然環境の保全や、自然とのふれあいを促進するなど多様な主体による管理運営」を進めます。重点的に取り組む具体施策とその実施箇所につきましては、説明を割愛いたします。

次に、実感できるみどりの創出といたしまして、緑視率調査についてご説明いたします。資料のP10をご覧ください。緑視率調査の目的といたしまして、緑化重点地区である「寝屋川市駅周辺地区」及び「東寝屋川駅・寝屋川公園周辺地区」における市内外から訪れる人々が実感できるみどりの目標指標として、人々が見る風景の中に含まれる緑の割合を算出する「緑視率」を設定し、継続的な調査を行うことといたします。「重点的に取り組む具体施策」としては、「市内外から訪れる人々が実感できるみどりの充実」でございます。「緑視率の算定方法及び調査地点選定の考え方」でございますが、緑視率の



算定方法は、撮影範囲における緑の面積の割合を算出するものであり、直接視覚で認識できる樹木や草地、壁面緑化芝生などであり、造花や緑色で着色された人工物は対象といたしません。「緑視率の調査地点の選定の考え方」は、1つ目としまして、今後緑化の促進が求められる場所として、多くの人が集う場所など「みどりを実感できる場所」である、または今後の緑化活動により改善が見込める場所、改善の余地がある場所を選定します。

2つ目としまして、みどりを実感できる場所として継続的に評価できる撮影地点として評価するため、市民のみなさまの目線で分かりやすく観察できる撮影地点を設定します。

評価方法としましては、各撮影地点での緑視率の平均値をその場所の緑視率として評価するのではなく、評価したい方向の緑化状況を明確にした上で、撮影地点と方向を設定し評価します。評価時期については、過去の研究論文や学識者ヒアリング等から6・7月を基本としつつ、本市が取り組むグリーンカーテンが育つ8月を含めた時期に実施します。

続きまして、資料6のP2をご覧ください。調査エリアの概要といたしまして、寝屋川市駅周辺の候補といたしましては、寝屋川市駅東側駅前広場や西側駅前広場、都市計画道路対馬江大利線、大利橋が考えられます。寝屋川市駅東側駅前広場については緑陰を形成する高木の植栽や花壇が整備されています。P3をご覧ください。寝屋川市駅西側駅前広場についても緑陰を形成する高木の植栽や市の花である、バラが植栽されています。都市計画道路対馬江大利線、大利橋については、整備に伴う街路樹の整備を予定しています。P4をご覧ください。東寝屋川駅前周辺の候補といたしましては、東寝屋川駅前広場や都市計画道路東寝屋川駅前線交差点周辺が考えられます。東寝屋川駅前広場はサクラ☆プロジェクトによりシダレザクラが植栽されています。都市計画道路東寝屋川駅前線交差点周辺では、駅前線の整備や、打上高塚町土地区画整理事業に伴い街路樹等の整備を予定しています。P5をご覧ください。「評価期間」といたしましては、別途策定するアクションプラン（5か年計画）の期間と整合し、5年ごとに評価することとします。「調査地点」につきましては、今後のまちづくり計画や都市計画道路整備の進捗状況などを見据えるとともに、8月頃に現地踏査を実施した上で“みどりを実感できる場所”として継続的に評価できる地点を選定いたします。以上が、「実感できるみどりの創出」でございます。

つぎに、「協働・共助によるみどりのまちづくり」をご説明いたします。資料5-1のP11をご覧ください。今回の改定では、民有地を含めたみどりの資源ごとに、保全・創出・充実の視点で取り組む具体施策を掲げてまいりますが、これらの推進には、行政のみならず、市民・事業者・学校の各主体が、みどりを通じた多様な活動に取り組み、これらを市域全体のみどりのまちづ

くりへと発展させることが重要であると考えています。これらの取り組みを着実に推進するには、まずは市民等の一人ひとりが身近なみどりと接する機会を増やすことにより、みどりへの関心や理解を深めることが重要であると考えています。つぎの段階として、個人の活動は継続しつつ、自治会などの地域における協働の取り組みへと発展させるため、みどりを通じたコミュニティやいきがづくりなどに貢献する機会の創出へとつなげることや、協働の取り組みを更に促進する仕組みとして「みどりのプラットフォーム」の構築が重要と考えています。そして、長期将来的には、複数の協働組織の共助による、みどりのマネジメントの実現を目指すこととして、本計画における協働・共助の取り組みを【第一期】から【第三期】に区分した上で、重点的に取り組むべき具体施策を整理しました。

資料の P12 をご覧ください。「第一期 市民等のみどりへの関心を高めるきっかけを提供する」として、みどりの育成方法などの相談が可能な「みどりの相談窓口の設置」、市民緑化教室の開催などを通じたみどりとのふれあいや知識の習得などに取り組むとともに、シンポジウムなどの啓発イベントの実施や、啓発用パンフレットの発行、広報・ホームページを活用した情報の発信・共有に取り組めます。

資料の P13 をご覧ください。「第二期 協働の取り組みを促進するみどりのプラットフォームを構築する」として、既存組織の継続を含め、新たな組織の立ち上げなどにおいて、第一期と同様に「みどりの相談所」による支援を行うとともに、みどりのコーディネーターを育成・登録する制度の創設に取り組めます。また、支援にあたっては、活動場所や資機材、技術的な支援を継続するとともに、みどりへ貢献された方々を表彰する「緑化顕彰制度」を創設します。さらに、これらの取り組みとあわせて、各協働組織同志の情報共有やイベント等で連携を図る「みどりのプラットフォーム」を構築します。

最後に資料の P14 をご覧ください。「第三期」では、「プラットフォーム」における取り組みを発展させ、自律的な活動を展開する「共助によるみどりのまちづくり」を促進し、市域全体におけるみどりのマネジメントの実現を目指します。以上で、案件(3)重点施策案のご説明を終わらせていただきます。

増田会長

本日は 15 分遅れでの開始とのことですので、12 時 10 分あたりを目処に終えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

工藤委員

重点施策の中で、4 番目の協働・共助について、今回の議論の中でもどのようにしてみどりを維持管理していくのかということがみなさんの中でも認識を共有しているとともに、大きな課題として挙がっている。その中で「みどりのプラットフォーム」が目玉となると思うが、その具体的なイメージが描

けないのだが、どのようなイメージか。また、市内には 200 の自治会があり、それぞれに様々な活動や公園の活用をされていると思う。資料に挙げていただいている地域協働協議会や中学校区での教育協働協議会、さらには PTA が中学校や小学校で存在していたり、あるいは神社関係では氏子団体も存在する。様々な団体が輻輳してみどりに関わっているが、このプラットフォームでは、それらの方々が寄り合って情報交換しながら、より広域で分担範囲を見直しながらそれぞれに合ったやり方を話し合うといったようなイメージか。

事務局

事務局でも様々な方々と相談をさせていただきながらこの取り組みを掲げておりますが、具体的なプラットフォームの概念について、どのようなメンバーで、どのような場所で、どのような内容の話を進めていくかについては、詳細にはお示しできるものが現時点ではございません。ただし、イメージとしては、工藤委員からお話しを頂きましたように、自治会のみならず、地域協働協議会、地域教育協議会、さらには学校など、様々な主体が参加していただくことが重要であると考えています。その中で活動内容や場所など様々な事柄についての情報交換を行い、共有し、どの地域でどのような団体がどんな活動を行っているのかなどを共有することが第一歩と考えています。そして、参加を頂いている方々で話し合いをされながら、プラットフォームをどのような形で進めていくのかを考えていくことになるのではないかと考えていますので、我々行政側が一方向的にプラットフォームとはこういうものだとか決めつけた取り組みではないと考えています。一定のイメージは行政として持ちつつも、やはりプラットフォームの中での取り組みについては、各主体の皆様には一定は委ねていく必要があると考えておりますが、具体的な進め方についてはご意見を賜りたく存じます。

増田会長

プラットフォームとは、もともと「平らな盤」という意味だが、そこから派生したのが駅のターミナルという言葉である。駅のターミナルでどのようなことが起きているのかというと、近所の人と出会い、自由に近況情報の交換をするということがあがるが、そのような情報交換の場としての役割を担っているということが一点目である。さらにもう一点は、そこからお互いに時間があれば喫茶店に行ったりするように、行動の起点となっているという点である。このようにプラットフォームは、情報交換の場であるとともに、お見合いの場的な機能を持っており、お互いに意気投合した組織が次の活動を発生させていくという機能を有している。情報交換だけではなく、行動の起点という機能をどうすれば発揮できるのかということについて、みどりの相談室がプラットフォームの維持機能を持ち、自由登録制度のようにするのもひとつの案である。また、メール配信などによる情報交換といったバーチャルなプ

ラットホームもある、あるいは緑化フェアなどの開催をひとつの目的として掲げて、年何回かの意見交換の場を設けて運営していくというのもひとつのイメージだと思う。徐々に構築していくと良い。

中村委員

地域というのは公園をはじめどこかを核にして活動している。公園を核にする場合、我々が考えているのは、とりあえず様々なイベントを公園で実施し、地域を巻き込むということである。周辺の1~2自治会だけではなく広い地域の人を巻き込むということを意識している。また、大和町自治会では、保育園の園外学習で利用されたり、子育て世代のお父さんお母さんが夕方に集まっている。ただ、よく見ると徒歩で来ることができる範囲の大和町の人にはあまりおらず、それ以外の地域から自転車で来られる方が多い。それだけ人が来てくれるならキレイにしておかなければと考えたり、公園には花を植えましょうというようになってくる。また、地域の方々が一番困っているのは、住宅街の緑化についてであり、緑化しようと思うと土が出るので、大和公園の一部分、決められた場所であれば捨てるだけでも良い、というようにしている。そのように、地域の人々が公園を使いやすいように工夫をすると、人々が集まって繋がりが生まれ、いろいろなことに協力してくれるようになるし、利用するだけではなく意見も出てくるようになる。協働・共助ということを進めるためには、まずは自分で何かを実践することから始めて、そこから上げていくという考え方が大事だと思う。

増田会長

プラットホームは全市的な話であり、今の中村委員の話は公園協議会というしくみが関連している。特に、今回は緑化重点地区の中には府営公園（寝屋川公園）が対象となっており、保全配慮地区も国営公園（淀川河川公園）が対象となっているので、基礎的な公園管理者と地元市や地域団体が参加する協議会方式をどのように構築していくかが非常に重要である。また、公園をどの様に使いこなしていくかとのご意見が中村委員の話の中にあった。この際、非常に難しいことは、地域に根ざしたコミュニティと、地域を越えたテーマ型のコミュニティがなかなかうまく連携できないということがある。そこでプラットホームや公園協議会といったしくみの中で、その連携に軋轢を発生させずに密にすることが非常に重要である。

板野委員

私達の地域では自治会活動が活発で、年に2回ほど、各種団体が集まって小学校4年生以上の生徒とともに、小学校の周りや公園を花できれいにする取り組みを平成25年から実施している。小学校の周りは町内の皆で、毎日交代で水やりをしている。

- 増田会長 地域ごとにそのような組織が育っていけば、あるいは仕組みが活用されれば、プラットフォームも充実していこう。
- もう一点、きっかけづくりの件について、先ほど石田委員から地元で育つ小中学生を対象にという話があったが、私は堺市において、確か小学校四年生のときに行われる地域学習の副読本の中にみどりの基本計画の概要を入れていただいたことがあった。行政がまちづくりに対してどのような計画でどのように動いているのかということはなかなか載っていないので、教育委員会と連携して副読本の中に入れてもらうと必然的に学習してもらえるので良いと思う。それができなければ、概要版などを小学校の図書室に配布して、市役所が出前講座に行くということは最低限取り組んでいただきたい。我々も出前講座の要望があり時々行くことがあるが、小学校の子ども達はとても積極的に手を挙げてくれる。小学生のポテンシャルはとても高いと思う。そのような施策について、きっかけづくりの中で相談所の設置とともに地元小学校へ普及啓発することで、このような計画があるということを知ってもらうということも重要な取り組みである。
- 山野副会長 資料 5-1 の P6、密集住宅地区のエリアが違うように思うが、何かを元に設定されているのか。
- 事務局 密集住宅地区については、市で制定する整備要綱も参考に記載していますが、再確認いたします。
- 山野副会長 旧集落地区については、地籍図などをもとに把握したものか。
- 事務局 都市計画基礎調査において土地利用現況調査を実施しており、敷地単位ではないが一定まとまりのある範囲を土地利用ごとに色分け表示した調査成果を元に作成しています。
- 石田委員 先ほど小学校での普及啓発の話があったが、私は中学校も対象にしていだきたい。中学、高校と上がっていくに従って、なかなか活動へ参加してもらえなくなるということもあり、市内でも子どもを対象とした嫌な事件も発生している中で、地域と子ども達がつながっていくということが、長い目で見たときに子ども達の教育や、安全安心なまちづくりにつながっていくと思う。小学校プラス中学校ということでやっていただければと思う。
- 増田会長 余談だが、ある中学校では、通学途中でゴミを拾っていくということを習慣付けることで、地域から嫌われる世代から好かれる世代に変わっていった

という事例がある。ゴミ拾いをしている際に会話が生まれる、それを毎日することで、中学校と地域とがうまく融合しているという施策を展開している。

増田会長 本日は非常に充実した内容の資料を提供いただいたが、細かいところまでは議論できていないこともあるかと思うので、お持ち帰りいただき、気になることがあれば事務局へご連絡いただければと思います。それでは、これをもって第4回寝屋川市緑の基本計画審議会を終了したいと思います。

次回審議会はいつ頃の予定でしょうか。

事務局 10月29日の午後2時で皆様のご予定はいかがでしょうか。

増田会長 それでは、今回は10月29日の午後2時でお願いします。今回はパブリックコメントの実施に向けた素案をご提示いただき、議論するということになるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、事務局に進行をお返しします。

司会 会長、副会長、議事進行誠にありがとうございました。最後に、公園みどり課長の山口より閉会の挨拶をいたします。

山口課長 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。本日は、慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。今後におきましては、本日もご議論していただきました内容について検討を進め、次回審議会において基本計画素案を作成し、パブリックコメントの手続きを進めてまいりたいと考えております。耐え難い暑さが続いておりますが、委員の皆様におかれましては、お身体にご自愛いただき、益々ご活躍されますことをご祈念いたしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上